

指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会指定訪問介護の事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、指定第1号訪問事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事務所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し適正な指定訪問介護、指定第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

(2) 所在地 厚岸町梅香2丁目1番地（厚岸町社会福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、それぞれ次のとおりとする。

指定訪問介護及び指定第1号訪問事業を行う事業所

管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者及び訪問介護員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

サービス提供責任者 介護福祉士 4名（常勤職員・訪問介護員兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、利用者の状態・サービス等の定期的な把握、サービス担当者会議への出席や利用者に関する情報の共有・伝達、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターとの連携、訪問介護員に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示、利用者の状況の情報伝達、訪問介護員に対する研修・技術指導・業務の実施状況の把握、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、訪問介護計画及び支援計画の作成を行う。

訪問介護員等 介護福祉士 7名（常勤職員4名・非常勤職員3名）

介護職員初任者研修課程修了者(旧ヘルパー2級含む) 6名（常勤職員1名・非常勤職員5名）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年営業とする。

(2) 営業時間 午前7時00分から午後7時00分までとする。

2 営業時間は、前項第2号を基本とするも利用者の要請に呼応した弾力的営業体制を設定するものとする。

(内容、利用料及びその他の費用の額等)

第6条 指定訪問介護及び指定第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 指定訪問介護(要介護1～要介護5)

身体介護・生活援助・相談・助言・通院等のための乗車又は降車の介助

(2) 指定第1号訪問事業(要支援1～要支援2)

生活機能が改善する可能性が高い人などが受けるサービスであり、月額制または1回あたりの単価とする。

2 その他(交通費等)の費用の額については無料とする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問(居宅)介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施は、厚岸町の区域とする。

(利用者虐待防止対策)

第9条 事業所は、利用者の尊厳を重んじ、利用者の虐待防止や虐待を受けている恐れがある場合は適切に対応するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選任及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 随時

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年12月8日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月2日から施行し、平成21年11月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月23日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月29日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。